

ID: 133

担当部署: 環境課

処分の概要	永代使用料の徴収		
例規名 根拠条項	高根沢町墓地条例 第9条第1項本文		
例規番号	昭和55年条例第17号		
【基準】			
第9条の規定による。 (墓地の種別及び永代使用料)			
第9条 墓地を使用しようとする者は、使用許可と同時に該当墓地の種別に応じた永代使用料を納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めた者については、これを減免することができる。			
2 前項の墓地の種別及び永代使用料は、次のとおりとする。			
	墓地の種別	名称	1区画の面積
第1種墓地		高根沢町宝積寺聖地公園	3.3m ²
		高根沢町東高谷墓地	6.0m ²
			8.4m ²
			10.0m ²
第2種墓地			町長が決定する額
3 既納の永代使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。			
4 還付すべき永代使用料がある場合において、未納の維持管理手数料があるときは、還付金はこれに充当する。			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日